

第3子以降保育料助成の手引き

届出保育施設（基準適合施設）及び企業主導型保育施設（以下、届出保育施設等という）を利用し、償還払いにより保育料の助成を受けるには、**事前の認定申請が必要**です。

1. **対象となる世帯**：筑紫野市に居住しており、以下の①～④のすべてを満たす世帯。

- ①保護者と生計が同一で、監督・監護される者が3人以上いる
- ②0歳児から2歳児までを養育する
- ③保護者に保育の必要性が認められる（保護者が家庭保育できない）
- ④届出保育施設等を利用した月の属する年度（利用月が4月から8月までの場合は前年度分）の市民税均等割額が課されている

2. **対象となる経費**：届出保育施設等の利用料。ただし、以下の経費は対象となりません。

対象外の経費：食材料費・日用品・文房具・行事参加費・通園送迎費 等

3. **助成の上限金額**：各届出保育施設等によって異なります。

届出保育施設（基準適合施設）	0歳児から2歳児	月額 42,000円
企業主導型保育施設	0歳児	月額 37,100円
	1歳児から2歳児	月額 37,000円

4. **認定申請の手順（申請から結果通知が届くまで）**

- 1) 届出保育施設等への入所が決まったら、「第3子以降を養育する多子世帯利用給付認定申請書兼現況届出書」を市こども政策課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入する。
- 2) 認定期日（認定を受けようとする日の前日）までに、必要書類（以下の①～③）を、市こども政策課へ提出する。

- ①第3子以降を養育する多子世帯利用給付認定申請書兼現況届出書(対象児童ごとに1部必要)
- ②家庭で保育できないことを証明する書類（別紙の表1参照）（保護者1名につき1部必要）
- ③該当する場合に必要な書類（3ページの表2参照）

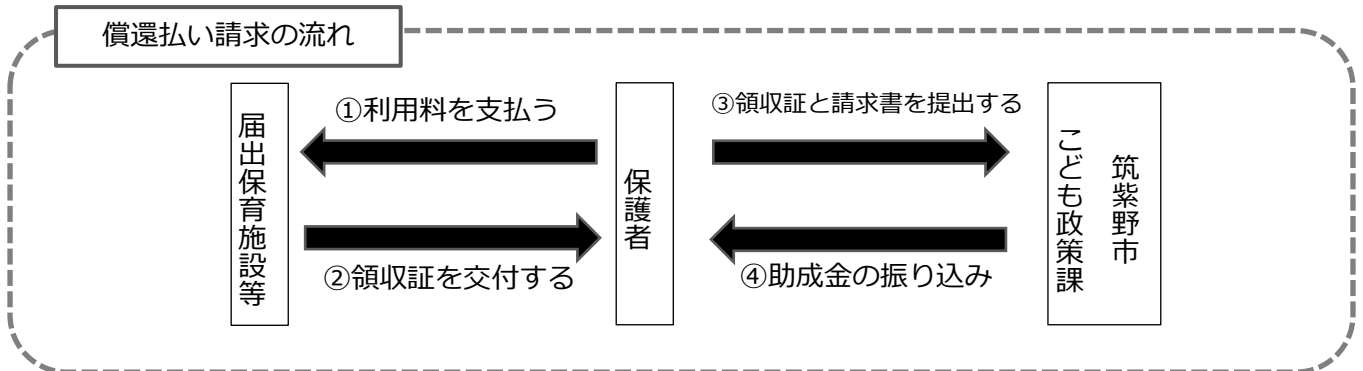
- 3) 認定期日の翌月に、市こども政策課から「第3子以降を養育する多子世帯利用給付認定（却下）通知書」が届く。

● **認定申請での留意点**…必要書類に不備があった場合は認定できないことがあります！

- ・申請書はボールペンを使用してください。消せるボールペン・筆記具は使用できません。
- ・診断書は証明日から3ヶ月以内、それ以外の書類は証明日から1ヶ月以内が有効です。
- ・児童2人の場合は申請書が2枚必要です。保育の必要性を確認する書類等は、きょうだい児が同一施設に同時に通園している場合は1枚で構いません。
- ・保育の必要性の事由が変更となる場合、再度申請が必要です。また、認定後も保護者に対し、年に一度、保育の必要性の現況を確認します。

5. 償還払い請求の手順（申請から助成金が振り込まれるまで）

保護者が支払った利用料について、保護者からの請求により、市から保護者の銀行口座に該当金額を振り込みます。



- 1) 届出保育施設等を利用し、施設利用料を支払い、領収証を受け取る。
- 2) 「第3子以降を養育する多子世帯利用給付請求書」を市子育て政策課で受け取るか、市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入する。
- 3) 以下の提出書類①を、利用期間に合わせた提出期限②までに、市子育て政策課へ提出する。

※窓口または郵送（郵送の場合は締切日の3日前必着）

- ①提出書類 ・ 第3子以降を養育する多子世帯利用給付請求書
・ 保育料の領収証（施設から交付を受けてください）

②提出期限

- (A) 令和8年4月分から6月分までの施設利用料→**令和8年7月10日（金）**まで
- (B) 令和8年7月分から9月分までの施設利用料→**令和8年10月9日（金）**まで
- (C) 令和8年9月分から12月分までの施設利用料→**令和9年1月8日（金）**まで
- (D) 令和9年1月分から3月分までの施設利用料→**令和9年4月7日（水）**まで【厳守】

提出期限を過ぎた場合、受け付けられませんのでご注意ください。

- 4) 請求書を提出した翌月に、市子育て政策課から保護者の口座に振り込まれる。
市子育て政策課から、振込通知は行いませんので、通帳記帳等でご確認ください。

償還払い手続きでの留意点

- ・必ず施設から交付を受けた領収証を提出してください。提出がない場合は、助成を受けることはできません。
- ・助成対象となるのは、施設利用料のみです。食材料費・日用品・文房具・行事参加費・通園送迎費等は対象外です。
- ・令和9年1月分から3月分までの施設利用料の請求については、提出期限を過ぎた場合、申請を受け付けられませんのでご了承ください。

表1 家庭で保育できないことを証明する書類（父・母それぞれ必要）

要件内容		必要書類※	備考
就労（月64時間以上）の人	正規・派遣・パート等	<input type="checkbox"/> 就労証明書	※保育認定は、月64時間以上の就労時間が必要 ※事業所押印は不要
	自営業の人	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 事業内容が分かるもの (名刺、パンフレット、事業開始届の写し等)	
	農業をしている人	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 確定申告書の写し	
出産（予定）の人		<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し ※分娩予定日及び保護者名が分かるページ	認定期間は、産前6週から産後8週を経過する日の翌日が属する月末まで
病気療養中の人		<input type="checkbox"/> 診断書（原本） <input type="checkbox"/> 申立書（病気療養中の人等）	※診断書は、病名のみではなく、家庭で保育ができない理由、期間が分かる内容が必要
障がいのある人		<input type="checkbox"/> ※ $\left\{ \begin{array}{l} \text{身体障害者手帳の写し} \\ \text{療育手帳の写し} \\ \text{精神障害者保健福祉手帳の写し} \end{array} \right.$ <input type="checkbox"/> 申立書（病気療養中の人等）	※の内いずれか1つを提出
看護・介護をしている人		<input type="checkbox"/> ※ $\left\{ \begin{array}{l} \text{介護保険認定結果通知の写し} \\ \text{身体障害者手帳の写し} \\ \text{診断書（原本）} \end{array} \right.$ <input type="checkbox"/> 申立書（介護等従事者用）	※の内いずれか1つを提出 ※診断書は、病名のみではなく、症状、期間が分かる内容が必要
求職活動中の人		<input type="checkbox"/> 求職活動に関する申立書	認定期間は、90日後の属する月末まで 期間内に就労証明書の提出がない場合は認定取り消しになります。 なお、連続して同一の事由（求職活動中）での再認定はできません。
就学（予定）の人		<input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証の写し <input type="checkbox"/> 授業のカリキュラム（時間割表）	認定期間は、卒業又は修了予定日が属する月末まで 受講時間が月64時間以上必要
育児休業中も入所児童の継続入所を希望する人		<input type="checkbox"/> 育児休業に係る申立書 <input type="checkbox"/> 就労証明書	認定期間は、育児休業終了日が属する月末まで なお、対象児童が保護者の育児休業取得より前に届出保育施設等に入所している必要があります。

※認定希望日時点で有効な「支給認定通知書」（発行日から3ヵ月以内のもので認可保育所等入所申込書に基づき発行）がある場合、必要書類に代えて、「支給認定通知書」の写しを保育の必要性を確認するための書類とすることができます。ただし、支給認定通知書発行時に提出した就労証明書と現状に相違がないことが前提となります。

表2 該当する場合に必要な書類

住民税の課税証明書、納税通知書または特別徴収税額の決定・変更通知書	保護者の住民票が下記の基準日において 筑紫野市に住民票がない場合。 ①4月から8月の保育料の助成を受ける：前年1月1日時点 ②9月から3月の保育料の助成を受ける：本年1月1日時点
①親権者の戸籍謄本 ②事件係属証明書	① ひとり親 または ② 離婚協議中の場合。
申立書 (同一生計である旨の申立)	対象児童のきょうだいが別居していて同一生計の場合。 添付書類として、別居の子が学生の場合は、学生証および月額5万円以上の送金記録(直近1年分)が必要 学生以外の場合は、月額5万円以上の送金記録(直近1年分)が必要
育児休業中に係る申立書	育児休業を取得する人で、対象児童が届出保育施設等の継続入所を希望する場合 なお、対象児童が保護者の育児休業取得より前に届出保育施設等に入所している必要があります。

【問い合わせ先】
 〒818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号
 筑紫野市役所 こども政策課 保育担当
 TEL：092-557-5125